審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第6回座間市市民協働推進条例検討委員会
開催日時	平成26年5月11日(日) 午前9時30分から11時30分まで
開催場所	サニープレイス座間 会議室
出席者	小池秀司(委員長)、久住剛(副委員長)、長野基、西村弘、小野田順子、 横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男
事務局	市民部市民協働課(大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査)
公開の可否	■公開 □一部公開 □非公開 傍聴人数 0 人
議題	市民説明会及びパブリックコメント等の意見について検討
資料の名称	 【資料】 ① 会議次第 ② 委員名簿 ③ 第5回会議録 ④ 市民説明会会議録 ⑤ (仮称)市民協働推進条例パブリックコメント ⑥ 市民説明会及びアンケート調査からの意見抜粋 ⑦ 市民説明会アンケート調査結果 ⑧ 条例素案
会議の内容	 ◇次第 1 開 会 2 委員嘱託並びに職員紹介 3 委員長あいさつ 4 議 題 (1)市民意見反映検討 市民説明会及びパブリックコメント等の意見について検討 5 閉 会

会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)

◇議題

- ・ワーキンググループより、市民説明会で行ったアンケート調査結果等 についての所感の報告がありました。
- (1) 市民説明会及びパブリックコメント等の意見についての検討

委員長より、市民説明会及びアンケート調査からの市民意見(別紙参照)について、委員に意見を求めたところ以下のような意見が出されました。

- ・第3条第2項「公開性と透明性」について、それぞれの意味があるので、並列しておく必要があると考えます。
- ・「対等」についての説明を条例に明記することはできないので、今後 ハンドブックのようなものを作る際に、事例を挙げながら説明していく 必要があると考えます。

委員長より、パブリックコメントの市民意見(別紙参照)について、 委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

- ・第2条第3項第2号「不特定多数の利益の増進」を「公共の利益の実現、公共の課題の解決」に変更することについて、「公共」というと行政が行うことになるのではないか。
- ・「公共=行政」ではありませんが、そう受け取られやすい言葉です。 英語圏を主としたユニバーサルな考え方だと、本来「公共」とは「みん なのために」という意味です。しかし、日本の場合には「公共」「公益」 というと役所がやっていること、役所が担当していることだと受け取ら れる傾向があります。また、「なにが公益か」の判断は役所が行うと考 えてしまう所もあります。従って、「公共・公益=役所」と考える人が 多くいる日本においては、非常に注意して使う必要がある言葉です。

特定の「私的」な利益・活動の反対としては、大枠としての「不特定 多数」があり、その中に「公共」「公益」といったものが入ってきます。 では、限りなく趣味に近い活動はどうなるでしょうか。必ずしも社会 的課題の解決のためではない、たとえば「地域の伝統芸能の保存」ある いは「地域のまつり」などです。不特定多数のために行ってはいますが、 「公共の課題の解決」と言い切るのは難しいでしょう。ですが、今回の 条例に関しては、こうった活動も対象としていると考えていいのではな いでしょうか。この観点から考えますと「地域の伝統芸能の保存」とい った活動が除かれてしまう表現は避けるべきかもしれません。

- ・国、県、市から支援を受けている市社会福祉協議会や市立体育館も協働の対象外になるのではないか。について、意見のなかの「支援」が何を指しているかが気になります。「税法上の優遇を受けていること」を支援としているなら、社会福祉法人はすべて除外される、といった議論になってしまう。
- ・社会福祉協議会なども第2条第3項第2号に入るのではないか。財団はなおさらでしょう。語感としてそぐわないならば定義を変えるしかありませんが。
- ・市民活動団体と言い切るのは難しいと思います。サポートセンターで は登録できません。
- ・そうだとすれば定義に追加するしかないでしょう。現行の定義では学校なども読み取りにくいです。現行の第3号の次に「公益団体」といったものを追加してはどうか。
- ・基金の設置については、必ずしも市が請け負うものではないと思いま す。市がやるものと決めつけず、今後の検討課題とするのはどうか。
- ・第9条市民協働推進会議について、「意見を求めるため」と書いてしまうと「意見を求めるだけ」になってしまう。
- ・「必要な事項は、規則で定める」とあるのでそこに包括されるのでは ないか。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。